海津市自治基本条例(理念条例)案(逐条解説)

私たちのまち海津市は、養老山地や木曽三川と呼ばれる揖斐川、長良川、木曽川があり、 ハリヨなど希少生物がすむ豊かな自然に囲まれています。また縄文時代の貝塚に始まり、 古くから治山治水など長く水と闘ってきた過去を伝える史跡油島千本松締切堤、広く親し まれる千代保稲荷神社など歴史と伝統が生きづくまちです。

現在は、少子高齢社会への対応や地域環境への配慮など社会状況の変化から、それに伴う地域社会の仕組みや制度の見直しが求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係はどうあるべきかが問われています。

こうした背景のもと、海津市の自治における市民の権利や市の責務を明らかにし、市民が主体となり、市と協働して市政を運営するため、ここに自治基本条例を制定します。

○解説

・前文は、この条例を制定するにあたり、最初に海津市の成り立ちについて、次に条例制定の背景として、現在の少子高齢化や自然環境への配慮など社会状況の変化や、それに伴う地域社会の仕組みや制度の見直しが求められてきたことを明記しています。こうした市の成り立ちや背景を踏まえてこの条例で実現すべき海津市の自治の基本について明記しています。

(目的)

第1条 この条例は、海津市における自治の基本理念を定め、市民、市議会及び市のそれぞれの権利や責務、役割を定めることにより、まちづくりにおける協働のあり方を明確にし、もって地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的とします。

○解説

・この条例の目的を明記したものです。

市民が主体となってまちづくりを行うために、市民、市議会及び市の権利や責務、役割を明確にする ことを目的としています。

「地方自治の本旨」については、一般的に「住民自治」と「団体自治」の2つを指しているといわれています。住民自治とは、自治体運営が住民自身の意思と責任に基づいて行われるという考え方をいいます。団体自治とは、その住民自治を実現するために、地方が国から独立した団体を設け、団体自らの意思と責任において地域の行政を処理するという考え方をいいます。海津市の自治基本条例(理念条例)は、憲法に定められる「地方自治の本旨」を踏まえたものであることを示しています。

○日本国憲法

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを 定める。 (定義)

- 第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとします。
 - (1) 市民 市民とは、市内に在住、在勤又は在学する者及び市内で活動する法人その他の団 体をいいます。
 - (2) 市民自治 市民自治とは、市民が主体的に市政に参画し、その意思と責任によって市政 を行うことをいいます。
 - (3) まちづくり まちづくりとは、地域課題の解決や地域資源の創造など魅力あふれる地域 社会をつくるために行う活動をいいます。
 - (4) 地域コミュニティ 自治会等、地縁によってつながりを持ち、自らの地域に関わりながら活動を行う人々の集まりをいいます。
 - (5) 市 市とは、市の執行機関をいいます。
 - (6) 市の執行機関 市の執行機関とは、市長部局、教育委員会、監査委員、公平委員会、固 定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、農業委員会、消防本部及び公営企業をいいます。

○解説

ここでは、この条例で用いられる用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語を定義しています。

・第1号「市民」について

住民登録をしている日本人や在住外国人のほかに、市内の事業所に勤務する人や市内の学校に通学する人、また市内で活動する NPO 法人や企業などの法人や区・自治会などの団体も含んで「市民」と定義しています。市民の範囲を広げて定義している理由は、地域の課題解決などのまちづくりを進めるためには、市内に居住する「住民」だけでなく、市内に集う様々な人々の力を結集する必要があるからです。

・第2号「市民自治」について

市政は市民の主体的な意思と責任に基づいて行われるものという考え方で、いわゆる住民自治の状態と定義しています。

住民自治とは、地方の運営はその地方の住民の意思によって行われるべきという考え方です。

団体自治とは、地方の運営はその地方に国とは別の、独立した自治権を持つ地方統治機構(市役所のこと)により行われるべきという考え方です。

・第3号「まちづくり」について

地域が抱えている課題などに対していろいろな面からの解決を図ることと、地域に埋もれている人材や自然などの地域の特徴的なものを「地域資源」とし、これを活用することによって地域の価値を上昇させ、地域を活気があり明るく住みよいものとするための公益的な活動を定義しています。活動は、施策、事業などの立案や、企画、実施、そして評価などの一連のすべての過程を含みます。

第4号「地域コミュニティ」について

町、字など、地縁による一定の区域に住む人たちによって主体的に構成される住民の自治組織のことです。海津市では地区ごとで呼び名が異なることもありますが、区や自治会をはじめ、町内会、組、 班などを総称して地域コミュニティといいます。 ・第5号「市」について

「市」とは、「市の執行機関」と定めています。

・第6号「市の執行機関」について

「市の執行機関」とは、市長部局のほか法律の定めにより置かれる委員会と定めています。

(基本原則)

- 第3条 市民、市議会及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとします。
 - (1) 市民自治の原則 市民自治がまちづくりの基本であること。
 - (2) 市民参加の原則 一人ひとりの人権が尊重され、市政に参加する権利が保障されること。
 - (3) 協働の原則 市民、市議会及び市の基本的な関係は、対話によって築かれる信頼をもととした協働関係であること。
 - (4) 情報共有の原則 市政に関する情報が、市民、市議会及び市の間で共有されること。
 - (5) 地域尊重の原則 地域特有の歴史、文化、景観などの地域の個性を尊重すること。

○解説

・第1号 市民自治の原則

まちづくりは、市民の主体的な意思と責任に基づく「市民自治」を基本とすることを原則として定めています。

・第2号 市民参加の原則

市民が市政に参加するに当たっては、男女の対等はもちろん、子どもや外国籍の市民なども、その主体的な意思により、平等に参加できることを原則として定めています。

・第3号 協働の原則

まちづくりを推進していくために、市民(事業者等を含む)と、市議会及び市が対等な立場で連携・協力することを原則として定めています。

・第4号 情報共有の原則

協働のまちづくりを進めるためには、それぞれが保有する情報を公開し、相互に提供するなどして、 共有する必要があることを原則として定めています

・第5号 地域尊重の原則

地域資源である地域の歴史・文化・風土・景観などを地域の個性として尊重することを原則として 定めています。 (市民の権利)

- 第4条 市民は、自治の主体として市政に参画する権利を有します。
- 2 市民は、市から提供される情報を受けとるだけでなく、自ら積極的に市に対して市政に 関する情報の提供を要求でき、これを取得できる権利を有します。
- 3 市は、市民が市政に参画する機会を保障します。
- 4 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開します。

○解説

市民には様々な権利があり日本国憲法や法令等によって明記され、この条例では市民には大切な権利である市政に参画する権利があることを定めています。また情報を受ける権利と情報を取得できる権利を定めています。これらの権利に対して、意思形成段階や評価段階等で市民が参加できるように、市に機会を保障することを定めています。そして具体的な方法として様々な審議会や会議の情報を原則として公開することを定めています。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、まちづくりの担い手であることを自覚し、市政に対して関心をもち、自己 の発言と行動に責任をもって協働してまちづくりに関わるよう努めます。
- 2 市民は、まちづくりやその他の権利の行使に当たっては、公共の福祉に反しないものと します。

○解説

市民の責務について定めています。

市民が自治の主体としての権利を行使するため、まちづくりの担い手であることを認識すること、 市政運営に関心を持つこと、自己の発言と行動に責任を持つこと、協働してまちづくりに関わること、 これらを責務として定めたものです。

市民は様々な権利を行使することはできますが、無制限に使うことはできないことを定めたものです。公共の福祉とは、社会全体の幸福・利益を意味し、社会全体の幸福や利益のためには私的な権利は制限されると考えられています。

(市長の責務)

- 第6条 市長は、市民の信託に応え、市政の代表者として公正で効率的な行政運営を行います。
- 2 市長は、まちづくりに関する情報を市民に提供し、市民と共有するように努めます。
- 3 市長は、市民の主体的なまちづくりを促し、協働してまちづくりを積極的に進めます。

○解説

市長は市民から直接選挙によって選ばれ市の代表者という地位にあり、市政を託されています。その ため公正で効率的な行政運営を行うことを定めています。

市長は市民にまちづくりに関する情報を提供し、市民と共有することを定めています。

市長は、市民に対して主体的にまちづくりを行えるように環境を整備し市民にまちづくりを促していくことや、協働してまちづくりを進めていくことを定めています。

(職員の責務)

- 第7条 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令等を遵守し、公正、かつ、効率的 に職務を遂行します。
- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の能力の向上に努めます。
- 3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、積極的に市民と協働してまちづくりに取り 組みます。

○解説

職員は、公務員として市全体の奉仕者であることを認識して、法律・規則・条例などを守り公正かつ 効率的に職務を行うことを定めています。また職務遂行に当たって必要な知識や技能など、自己の能力 を向上することを定めています。

職員は、公務員であることと同時に地域の一員でもあることから、市民と協働してまちづくりを進めていくことを定めています。

(市議会の基本的な役割)

- 第8条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市政が市民の意思を反映し、適切 に運営されているか調査及び監視します。
- 2 市議会は、市議会議員が立法の活動を行えるよう、組織体制の整備に努めます。 (市議会活動の説明責任)
- 第9条 市議会は、市議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明します。
- 2 市議会は、公開とし、市民に開かれた場とします。 (市議会議員の責務)
- 第10条 市議会議員は、市民の代表であることを自覚して、審議能力及び政策提案能力の 向上に努め、常に市民全体の福利を念頭に置き、行動します。
- 2 市議会議員は、市議会活動や市政に関する状況等について、市民に詳細に説明するよう 努めます。

○解説

議会は市民から選挙によって選ばれた議員で構成された議事機関です。議会は市民の代表として市政 運営をチェックし監視することを定めています。また議員が立法活動を行えるように組織体制の整備を 行うことを定めています。

議会が市民と情報の共有をするため、本会議や臨時議会など議会が主催する全ての会議に関する情報 を、市民に分かりやすく説明することを定めています。

議員は市民から選ばれた市民の代表として、審議能力や政策提案能力の向上に努力することや、議会や議員としての活動について市民に説明すること、また市民全体の福利のために活動することを定めています。

(地域コミュニティへの関わり)

- 第11条 市民は、地域コミュニティへ参画し、自らの地域の課題解決や共通の目的達成に向けて行動するよう努めます。
- 2 市は、地域コミュニティ活動の自主性を尊重するとともに、その活動を推進します。
- 3 市は、市民と連携し、協働によるまちづくりを担う人材育成に努めます。

○解説

地縁により構成された区・自治会等といった地域コミュニティについての基本的な考え方を示しています。地域コミュニティは、その地域の人たちによる、地域のことを最もよく知る自治の主体です。地域福祉、防災、防犯等について、きめ細やかな対応をすることができ、よりよい地域をつくり出していくためには、地域の人たちの助け合いと地道な活動がなければ成し得ません。そのため、市は、地域コミュニティを協働によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として、市政との関わりや役割を認識し、その活動を尊重するものとしています。

なお、市民の地域コミュニティへの加入は、決して強制できるものではありません。しかしながら、 地域コミュニティの活動は、そこに住むすべての市民が受益者となるものであり、地域の人たちが助け 合い、よりよい地域をつくり出していくため、市民は地域コミュニティに参加し行動するべきであると いう考え方も明確にするものです。罰則規定は設けていません。

(住民投票の発議)

- 第13条 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。
- 2 市長は、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議すること ができます。

(住民投票の実施)

第14条 市長は、前条の規定による条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を 実施します。

(投票資格)

第15条 住民投票に参加する資格その他の住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれ の事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

(住民投票の結果の尊重)

第16条 市民、市議会及び市は、住民投票の結果を尊重します。

○解説

住民投票について請求、発議などについて定めています。市の将来を大きく左右するような、市政に関する極めて重要な事項は、広く住民(投票資格については、第15条のとおり別の条例で定められます。)の意思を直接確認し、市長を始めとする執行機関等と議会は、その結果を尊重した上で、重要な事項に関する決定を行うことが求められます(投票結果に法的拘束力はありません)。

(行政運営の方針)

- 第17条 市は、第3条に規定した基本原則にのっとり公正で透明性の高い行政運営を推進し、市民全体の福利の増進に努めます。
- 2 市は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、地域資源を最大限に活用 し、施策を展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図り、最少の経 費で最大の効果を上げるよう努めます。
- 3 市は、社会情勢の変化に対応できる行政組織とするため、市民に分かりやすく簡素で機 能的、かつ、効率的な組織に整備するよう努めます。
- 4 市は、職員に能力を向上させる機会を与えます。
- 5 市は、市民から苦情等があったときは、事実関係等を調査し回答します。 (総合計画)
- 第18条 総合計画は市の最上位計画とし、その他の計画は総合計画の内容に即して策定することとします。

(行政評価)

- 第19条 市は、効果的、かつ、効率的な行政運営を図るため、重要な施策及び事務事業について行政評価を実施し、当該評価の結果を分かりやすく市民に公表します。
- 2 市は、行政評価の結果を施策及び事務事業に反映するよう努めます。 (財政運営)
- 第20条 市は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行うものとします。
- 2 市は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表します。 (法令遵守)
- 第21条 市議会及び市は、法令の遵守及び倫理の保持のため、適法、かつ、公正な行政運営を行います。

○解説

市の行政運営、財政運営の方針や評価などについて定めています。

行政運営の方針は、第3条の基本原則にのっとって行うように定めています。施策の考え方は、地域 資源を最大限活用し最小の経費で最大の効果を上げるようにすることを定めています。行政組織は市民 に分かり易くし、社会情勢の変化に対応できるように組織を整備するように定めています。また、第7 条第2項にある職員の自己能力向上について、市はその機会を与えるように定めています。職員は市民 からの苦情、要望、提言、意見等に対し、誠実に応答することを規定しました。

総合計画は市の最上位計画として、その他の計画は総合計画の内容に即して策定することと定め、行政評価は、その総合計画に基づく行政運営を評価して市民に公表し、今後の施策や事務事業に反映させるように定めました。

財政運営については、市議会及び市長が、市民の信託にこたえ、持続可能な行政運営をしていくためには、中長期的な視点から、健全な財政運営を行わなければならないことを定めています。

「財政運営」とは、市が行政活動や公共政策の遂行のために行う資金の調達、管理、支出や財産の管理運営のための各種活動を総称するものです。

この規定に基づき、市は、総合計画や中期財政計画などに基づく計画的な財政運営を行うとともに、行政評価の結果を踏まえて、事業の検証や見直しを行い、効果的で効率的な事業の実施に努め、また、同時に市議会も健全な財政運営が行われるよう、より一層その責務を果たすことが求められることになります。公務員の不祥事等が社会問題となっていることから、市議会・市に法令遵守義務を規定しました。

(情報の収集及び管理)

第22条 市議会及び市は、まちづくりに必要な情報の収集を積極的に行い、その収集した情報を適正に管理します。

(個人情報の保護)

第23条 市議会及び市は、個人情報の漏えい等により、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報を保護します。

○解説

市は様々な情報を扱うことから、まちづくりに必要な情報の収集を行うことと、情報の適正な管理を 義務として定めています。

個人情報の保護については、情報の漏えいにより個人の権利や利益が侵害されることがあり、その扱いについては注意が必要です。

(この条例の位置づけ)

- 第24条 この条例は、本市における自治の基本理念を定めるものであり、市民、市議会及び市は、この条例を尊重します。
- 2 市議会及び市は、他の条例、規則等の制定、改正に当たっては、この条例を尊重し整合を図ります。

○解説

この条例が本市における自治の基本理念を定めたものであることを明らかにするとともに、市民、市 議会及び市は、本条例を尊重しなければならないことを定めたものです。